公立大学法人秋田公立美術大学知的財産取扱規程

平成31年３月29日
規 程 第 １ ０ 号

（目的）

第１条　この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明および研究意欲の向上を図るとともに、研究成果を地域社会へ還元することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等　次に掲げるものをいう。

ア　法人の役員、常勤教職員、嘱託職員および臨時職員

イ　その他任用又は委嘱に当たって職務発明について法人と契約がなされている者

(2) 発明等　次に掲げるものをいう。

ア　特許法（昭和34年法律第121号）第２条第１項に規定する発明

イ　実用新案法（昭和34年法律第123号）第２条第１項に規定する考案

ウ　意匠法（昭和34年法律第125号）第２条第１項に規定する意匠の創作

エ　商標法（昭和34年法律第127号）第２条第１項に規定する商標

オ　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「半導体集積回路法」という。）第２条第２項に規定する回路配置の創作

カ　著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムおよび同項第10号の３に規定するデータベースの創作

キ　種苗法（平成10年法律第83号）第２条第２項に規定する品種の育成

ク　アからキまで以外の技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値があるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出

(3) 発明者　発明等をした教職員等をいう。

(4) 知的財産権　次に掲げるものをいう。

ア　特許法第29条第１項に規定する特許を受ける権利、実用新案法第３条第１項に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法第３条第１項に規定する意匠登録を受ける権利、商標法第３条第１項に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路法第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定登録を受ける権利および種苗法第３条第１項に規定する品種登録を受ける権利ならびに外国におけるこれらの権利に相当する権利

イ　特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路法に規定する回路配置利用権および種苗法に規定する育成者権ならびに外国におけるこれらの権利に相当する権利

ウ　著作権法第２条第１項第10号の２に規定するプログラムの著作物および同項第10号の３に規定するデータベースの著作物に係る同法第21条から第28条までに規定する著作権ならびに外国におけるこれらの権利に相当する権利

エ　ア、イ又はウに掲げる権利の対象とならないノウハウを使用する権利

(5) 職務発明　法人が費用その他の支援をした研究等又は法人が管理する施設設備を利用した研究等に基づき教職員等が行った発明等をいう。

(6) 実施　特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第３項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路法第２条第３項に定める行為、種苗

法第２条第４項に定める行為、著作権法第２条第１項第15号および同項第19号に定める行為ならびにノウハウの使用をいう。

（権利の帰属）

第３条　法人は、職務発明に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。

２　法人は、前項の規定にかかわらず、職務発明に係る知的財産権が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、承継しないことができる。

(1) 公共の利益に資するため、当該職務発明の普及又は実用化を図る場合

(2) 当該職務発明の実施が見込めないと認められる場合

(3) 当該職務発明に係る知的財産権の承継又は維持が経済的に困難であると認められる場合

(4) 前３号に掲げるもののほか、当該職務発明に係る知的財産権を承継することが不適当であると認められる場合

３　理事長は、職務発明に係る知的財産権を承継しないときは、発明者に帰属させることができる。

（発明等の届出）

第４条　教職員等は、発明等を行ったときは、速やかに発明届（様式第１号）を理事長に届け出なければならない。

２　理事長は、前項の発明等の届け出があったときは、部会に諮問しなければならない。

（知的財産専門部会）

第５条　理事長の諮問に応じ、職務発明に関する事項を審議するため、知的財産専門部会（以下「部会」という。）を置く。

２　部会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 発明等が職務発明に該当するか否かの審査

(2) 職務発明に係る知的財産権を本学が承継するか否かの審査

(3) 前２号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項に関する審査

第６条　部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副学長

(2) 社会連携委員長

(3) 学部長

(4) 研究科長

(5) 事務局長

２　部会に部会長を置き、社会連携委員長をもって充てる。

３　部会長は、必要があると認めるときは、発明者その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第７条　部会は、部会長が招集し、その議長となる。

２　部会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　部会の審議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（承継の決定等）

第８条　理事長は、部会からの答申を受け、発明等が職務発明に該当するか否かについて認定し、該当すると認定したときは、職務発明に係る知的財産権を承継するか否かについて決定するものとする。

２　理事長は、前項の規定により承継することを決定したときは、その旨を発明者に通知しなければならない。

（異議の申立）

第９条　発明者は、前条第１項の規定による決定について異議があるときは、通知を受けた日から２週間以内に理事長に対し異議申立書（様式第３号）を提出することができる。

２　理事長は、前項の異議の申立てがあったときは、部会に諮問しなければならない。

（権利の譲渡）

第10条　発明者は、第８条第２項の規定による通知を受けたときは、権利譲渡書（様式第２号）を理事長に提出しなければならない。

（出願等）

第11条　理事長は、第８条第１項の規定により職務発明に係る知的財産権

を法人が承継すると決定したときは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令により定められた権利を保護するための手続（以下「出願等」という。）を行うものとする。

２　発明者は、出願等に必要な事項について協力しなければならない。

（第三者への譲渡の制限）

第12条　発明等を行った教職員等は、理事長が当該発明等について職務発明に該当しないと認定し、又は職務発明に該当すると認定した上で職務発明に係る知的財産権を承継しないと決定した後でなければ、当該発明等について出願等をし、又は職務発明に係る知的財産権を第三者に譲渡してはならない。

（補償金の支払）

第13条　理事長は、第11条第１項の出願等をしたときは、別表第１に定める出願時補償金を発明者に支払うものとする。

２　理事長は、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令により定められた権利を受けたことにより収入を得たときは、発明者に別表第２の左欄に掲げる収益金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める配分割合を乗じた実施時補償金を支払うものとする。

３　前２項に規定する補償金の支払を受ける権利を有する発明者が２人以上あるときは、それぞれの持分の割合に応じて支払うものとする。

（発明者の退職又は死亡による実施時補償金の支払）

第14条　発明者が有する実施時補償金の支払いを受ける権利は、当該発明者が退職した後においても存続するものとする。

２　前項の権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が承継するものとする。

（秘密保持）

第15条　教職員等、委員その他の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第16条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

別表１（第13条関係）

区　分	金　額
出願等補償金	発明等１件当たり　10,000円

備考　複数国の外国出願等する場合であっても、１件の出願等として取り扱うものとする。

別表２（第13条関係）

収益金額（年度ごと）	配分割合
100万円以下	60％
100万円超1,000万円以下	50％
1,000万円超	40％

備考　特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令により定められた権利を受けたことより収入を得たときは、その収入額から出願等に要した経費を控除した額を収益金額とする。

様式第１号（第４条関係）

発　明　届

平成　　年　　月　　日

公立大学法人秋田公立美術大学理事長　様

発　明　者
所　　属
職及び氏名　　印
（持分割合　　％）
発　明　者
所　　属
職及び氏名　　印
（持分割合　　％）

公立大学法人秋田公立美術大学職務発明規程第４条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届出します。

記

１　発明等の名称

２　使用した研究経費その他の支援及び利用した施設設備

(1) 使用した研究費等（該当する項目にチェック☑を入力してください）

□基盤研究費
□競争的研究費（研究名　　）
□受託研究　　（研究名　　）
□共同研究　　（研究名　　）
□科研費　　（研究名　　）
□その他　　（　　）

(2) 使用した施設設備

学内（　　）

学外（　　）

3　発明等の概要

(1) 従来の技術・競合する技術の課題

※例示を用いるなど、できるだけ詳細に記載してください。

(2) 課題の解決方法（発明のポイント）

※前述した課題の解決策を踏まえ、発明のポイントを記載してください。

(3) 発明の効果と優位性

※発明により得られる効果や従来の技術や競合する技術に対する優位性を記載してください。

(4) 実用化の目処

※実用化に向けた情報等について、図式やフローを用いて分かりやすく記載してください。

(5) その他

4　発表の状況（該当する項目にチェック☑を入力してください）

□未発表

□未発表だが発表予定がある

（　月　日　学会等名：　　）

□発表済み

（　月　日　学会等名：　　）

様式第２号（第 10 条関係）

権　利　譲　渡　書

平成　　年　　月　　日

公立大学法人秋田公立美術大学理事長　様

発　明　者
所　　属
職及び氏名　　印
（持分割合　　％）
発　明　者
所　　属
職及び氏名　　印
（持分割合　　％）

平成　年　月　日付け　秋公美第　号で機関帰属の通知があった下記の発明等に係る知的財産権について、公立大学法人秋田公立美術大学職務発明規程第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて貴法人に譲渡します。

なお、譲渡の後は、法令、公立大学法人秋田公立美術大学職務発明規程および付帯する契約、諸規則を全て遵守し、権利の取扱いについて貴法人に対し一切異議を申し立てません。

記

１　発明等の名称

様式第３号（第９条関係）

異　議　申　立　書

平成　　年　　月　　日

公立大学法人秋田公立美術大学理事長　様

発　明　者
所　　属
職及び氏名　　印
（持分割合　　％）
発　明　者
所　　属
職及び氏名　　印
（持分割合　　％）

平成　年　月　日付け　秋公美第　号で通知のあった公立大学法人秋田公立美術大学職務発明規程第８条第１項の決定について、下記のとおり異議がありますので、同規程第９条第１項に基づき申立てをします。

記

１　発明等の名称

２　異議のある点

３　異議申し立てする理由